刑事訴訟規則の一部を改正する規則

刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 目次 | 目次 |
| ［第一編　略］ | ［第一編　同上］ |
| 第二編　第一審 | 第二編　［同上］ |
| ［第一章・第二章　略］ | ［第一章・第二章　同上］ |
| 第三章　公判 | 第三章　［同上］ |
| ［第一節～第三節　略］ | ［第一節～第三節　同上］ |
| 第四節　公判の裁判（第二百十八条―第二百二十二条の十三） | 第四節　公判の裁判（第二百十八条―第二百二十二条の十） |
| 第四章　即決裁判手続 | 第四章　［同上］ |
| 第一節　即決裁判手続の申立て（第二百二十二条の十四―第二百二十二条の十六） | 第一節　即決裁判手続の申立て（第二百二十二条の十一―第二百二十二条の十三） |
| 第二節　公判準備及び公判手続の特例（第二百二十二条の十七―第二百二十二条の二十四） | 第二節　公判準備及び公判手続の特例（第二百二十二条の十四―第二百二十二条の二十一） |
| ［第三編～第六編　略］ | ［第三編～第六編　同上］ |
| 第七編　裁判の執行（第二百九十四条の二―第二百九十五条の十一） | 第七編　裁判の執行（第二百九十五条―第二百九十五条の十一） |
| ［第八編　略］ | ［第八編　同上］ |
| 附則 | 附則 |
| （帰国等保証金に代わる保証書の記載事項・法第三百四十二条の六等） | ［新設］ |
| **第二百二十二条の四**　帰国等保証金に代わる保証書には、帰国等保証金額及びいつでもその帰国等保証金を納める旨を記載しなければならない。 | |
| （帰国等保証金の還付・法第三百四十二条の七等） | ［新設］ |
| **第二百二十二条の五**　法第三百四十二条の二、第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の許可が取り消され又は効力を失つたときは、没取されなかつた帰国等保証金は、これを還付しなければならない。 | |
| （勾留状の記載要件等・法第三百四十二条の八等） | ［新設］ |
| **第二百二十二条の六**　法第三百四十二条の八第一項（第一号に係る部分に限り、法第三百四十五条の三において読み替えて準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。）の規定による決定に係る勾留状を発する場合における第七十条の規定の適用については、同条中「法第六十条第一項各号」とあるのは「法第三百四十二条の八第一項各号列記以外の部分（法第三百四十五条の三において読み替えて準用する場合を含む。）」とする。 | |
| 2　前項に規定する場合において、法第六十条第一項各号に定める事由に該当するときにおける第七十条の規定の適用については、同条中「法第六十条第一項各号」とあるのは「法第六十条第一項各号及び第三百四十二条の八第一項各号列記以外の部分（法第三百四十五条の三において読み替えて準用する場合を含む。）」とする。 | ［新設］ |